



報道機関 各位

記者発表資料  
令和4年2月21日（月）  
問い合わせ先：教職員人事課  
課長：清水  
担当：池田、野村  
電話：829-1654  
内線：4046

教職員の懲戒処分について

さいたま市教育委員会は、地方公務員法の規定に基づき、教職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

【処分1】

1 処分内容等

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 処分量定  | 懲戒処分（減給 10分の1 1月）    |
| (2) 処分年月日 | 令和4年2月21日（月）         |
| (3) 職名・年齢 | 教諭・34歳               |
| (4) 学校名等  | さいたま市立小学校（北区）        |
| (5) 発生日   | 令和3年5月22日（土）午後1時36分頃 |

2 事故の概要

当該教諭は、自家用自動車を運転し、さいたま市北区吉野町214-1先交差点において、直進する際、自動車運転上の注意義務を怠り、右方道路から進行してきた相手方運転自家用自動車の左側面部に自車前部を衝突させ、相手方同乗者に加療約10日間を要する傷害を負わせた。

なお、当該教諭は、令和3年12月20日付けで過失運転致傷により、罰金40万円の略式命令を受けている。

【処分2】

1 処分内容等

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 処分量定  | 懲戒処分（減給 10分の1 1月）    |
| (2) 処分年月日 | 令和4年2月21日（月）         |
| (3) 職名・年齢 | 教諭・27歳               |
| (4) 学校名等  | さいたま市立中学校（西区）        |
| (5) 発生日   | 令和3年8月31日（火）午後8時01分頃 |

2 事故の概要

当該教諭は、退勤時に自家用自動車を運転し、さいたま市大宮区上小町113先交差点において、直進する際、自動車運転上の注意義務を怠り、右方道路から右折のため進行してきた相手方運転の自家用自動車の左前部に自車右側面部を衝突させ、相手方運転者に全治約4週間を要する傷害を、同乗者に全治約1週間を要する傷害を負わせた。

なお、当該教諭は、令和3年12月17日付けで過失運転致傷により、罰金70万円の略式命令を受けている。